

堺 危 管 第 779 号
令 和 7 年 9 月 5 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市危機管理室長
堺市消防局警防部長

自主防災組織における防災訓練種別の追加（消火栓使用訓練）
と大規模災害時における消火栓使用について

平素は、本市の危機管理行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

各校区自主防災組織の皆様におかれましては、平素より防災訓練をはじめとする災害への備えにご尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

このたび、本市では防災訓練の一環として、新たに「消火栓使用訓練」を追加し、希望される校区において受講いただける体制を整えましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

なお、本訓練を受講いただいた校区におかれましては、大規模災害時に消火栓を使用した消火活動を実施していただくことが可能となります。

記

1 消火栓使用訓練について

- (1) 安全管理、消火栓・資機材の操作、放水要領等、消火栓を使用するにあたり必要な事項について訓練を実施します。
- (2) 訓練時間は 120 分となります。
- (3) 訓練は堺市総合防災センターでのみ実施します。
(※市中にある実際の消火栓を使用すると水圧の変化等により周辺地域で水道管に錆が混じる（「赤水」が発生する）などの影響が生じる可能性があるため。）
- (4) 訓練指導は、受講される校区を管轄する消防署員が実施します。
- (5) 区役所への自主防災訓練実施計画書の届出が必要です。なお、受傷等があった場合は給付金の支給があります。

2 大規模災害時における消火栓使用について

- (1) 消火栓は水圧が高く、操作や取扱には専門知識が必要であり、また消火活動は危険を伴うため、消火栓使用訓練の受講が必要です。
- (2) 実災害時に消火栓を使用する場合に必要な資機材の購入・維持管理は校区でお願いします。
- (3) 自主防災組織による消火栓使用は、大規模災害時に本市消防局職員（公設消防）が到着できない場合のみとし、平常時の火災では使用しないでください。
- (4) 災害時の活動において、万一受傷等があった場合については、法律の定めに基づき条例で補償されます。

3 運用開始について（予定）

10月1日（水）から各区役所において、「堺市自主防災組織の育成指導等に関する要綱」に基づく自主防災訓練実施計画書の受付を開始します。

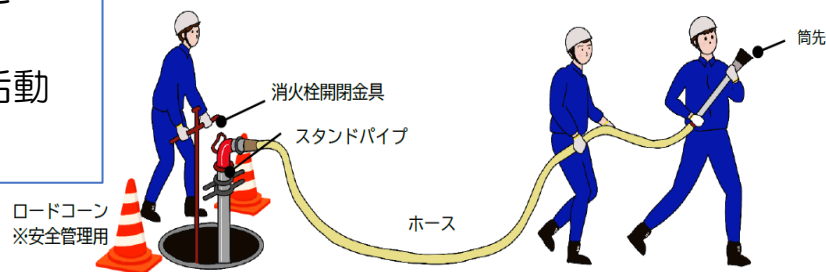
問い合わせ先

区分	担当課	電話番号	FAX
訓練、災害時の消火栓使用に関して	消防局警防部警防課 （担当：浅田）	072-238-6047	072-238-7791
上記以外	危機管理室危機管理課 （担当：森、阪井）	072-228-7605	072-222-7339

消火栓使用訓練を実施します

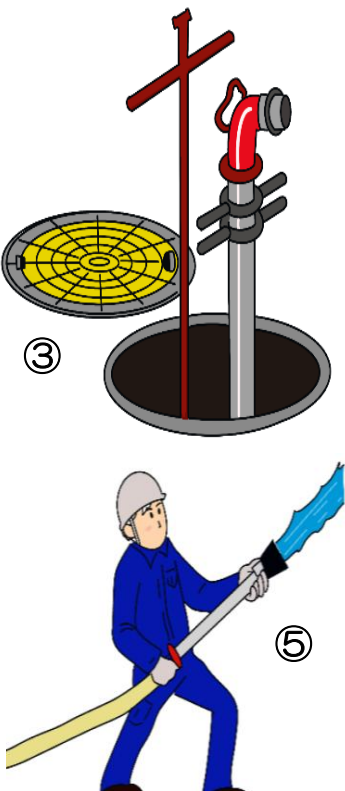
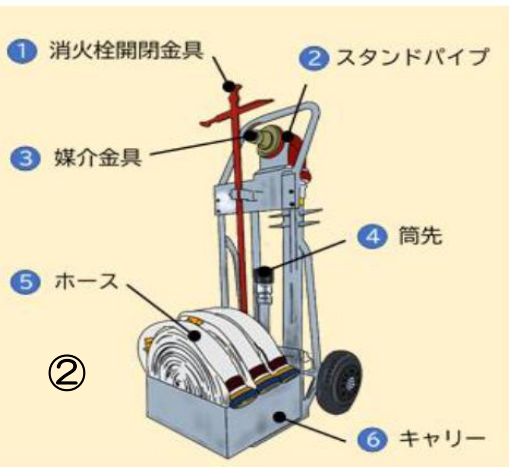
➡ 希望される校区に「消火栓使用訓練」を受講していただけるようになります

- 校区自主防災組織の防災訓練に、消火栓の操作や放水要領について訓練を行う「消火栓使用訓練」を追加します。
- 本訓練を受講後は、大規模災害時に消火栓を使用し、消火活動を実施していただくことも可能です。



訓練概要

- 安全管理、消火栓・資機材の操作、放水要領等、消火栓を使用するにあたり必要な訓練を行います。
- 訓練時間は120分で、堺市総合防災センターでのみ実施します。
※街中にある実際の消火栓を使用すると水圧の変化等により周辺地域で水道管に錆が混じる「赤水」が発生するなどの影響が生じる可能性があるため。
- 受講者は自主防災組織5名以上1組で、訓練指導は校区を管轄する消防署員が行います。
- 自主防災訓練実施計画書の届出が必要で、万が一受傷等があった場合は給付金の支給があります。
- ケガ防止のため、訓練時の服装はヘルメット（お持ちであれば）・長袖・長ズボン・運動靴・手袋（軍手等）をお願いします。



	項目	主な内容
①	概要説明	訓練の流れ、注意点等の説明
②	資機材説明	使用する資機材の説明
③	消火栓操作訓練	消火栓の説明、蓋の開閉など
④	ホース取扱訓練	ホースの延長・接続・収容など
⑤	放水要領説明	筒先の使用方法など
⑥	放水訓練	放水までの一連の流れ
⑦	訓練総括	訓練総括

消火栓使用について

- ① 自主防災組織による消火栓使用は、大規模災害時で本市の消防局職員（公設消防）が到着できない場合とし、平常時の火災では使用しないでください。
- ② 消火栓は水圧が高く、操作や取扱には専門知識が必要であり、また消火活動は危険を伴うため、本訓練の受講が必要です。
- ③ 消火栓を使用する場合に必要な資機材の購入・維持管理は校区でお願いします。
- ④ 災害時の活動において、万が一受傷等があった場合については、法律の定めに基づき条例で補償されます。

問合せ先

- 堺市危機管理室危機管理課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL：072-228-7605
Mail：kikan@city.sakai.lg.jp
- 堺市消防局警防部警防課 〒590-0976 堺市堺区大浜南町3丁2番5号 TEL：072-238-6047
Mail：shokei@city.sakai.lg.jp